

事務所通信

2015年7月号 No.121



(さくらんぼ)

CONTENTS

- | | | | |
|------------------------|----|----------------|----|
| ● 所長コメント
… 3現・3即・3徹 | P1 | ● 梅雨を乗り切る | P4 |
| ● ふるさと納税 | P2 | ● マイナンバー制度Q&A | P5 |
| ● 現物給与の価格改定 | P3 | ● お知らせ おもしろ雑学 | P6 |
| | | ● 休日カレンダー あとがき | P7 |

～お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします～



加藤輝守税理士事務所

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス <http://www.katozeirishi.jp>

3現・3即・3徹

改善・改革の心構えとして「3現・3即・3徹」という言葉があります。

◆3現・・・現場・現実・現物◆

「何かを変えたい！」と思ったら現状を知る必要があります。その時は、現場に出向き、現状の姿を捉え、具体的な事象を見て聞いてまとめるのです。そして全員が納得するまで原因をしっかりと追求し、改善策を立てることが重要です。そこまでして初めて3現が実行できたといえます。

◆3即・・・即時・即座・即応◆

「何か異常が起こった！」時には、すぐにその場で対応する癖をつけるべきです。異常だけでなく、「沢山の仕事をこなす時」もそう。すぐにその場で処理し、決して仕事を溜め込んではいけません。毎日コツコツと処理していけばほとんどこなすことができるのです。

◆3徹・・・徹頭・徹尾・徹底◆

「あきらめようかな～」と思ったら、徹頭・徹尾・徹底を自問自答していただきたい。これは「最初から最後まで徹底的にやりぬく!」、「とにかくやり通す!」という意味です。この迫力を常に抱いた前向きな人材が実に少ないです。そのような人材を育て上げた企業は生き生きとして風土も良いです。また平均年齢が高くても活力があり、不況でもめげない強さがあります。

「3現・3即・3徹」を普段の仕事の中で意識し実行しましょう。読者の皆さんはいかがですか？ 実行に移していますか？

今からでも遅くはありません。「3現・3即・3徹」を意識して個々人が実行していこうではありませんか。それが組織として繁栄し、あなたの企業は不況にも負けない強い企業になるでしょう！



ふるさと納税

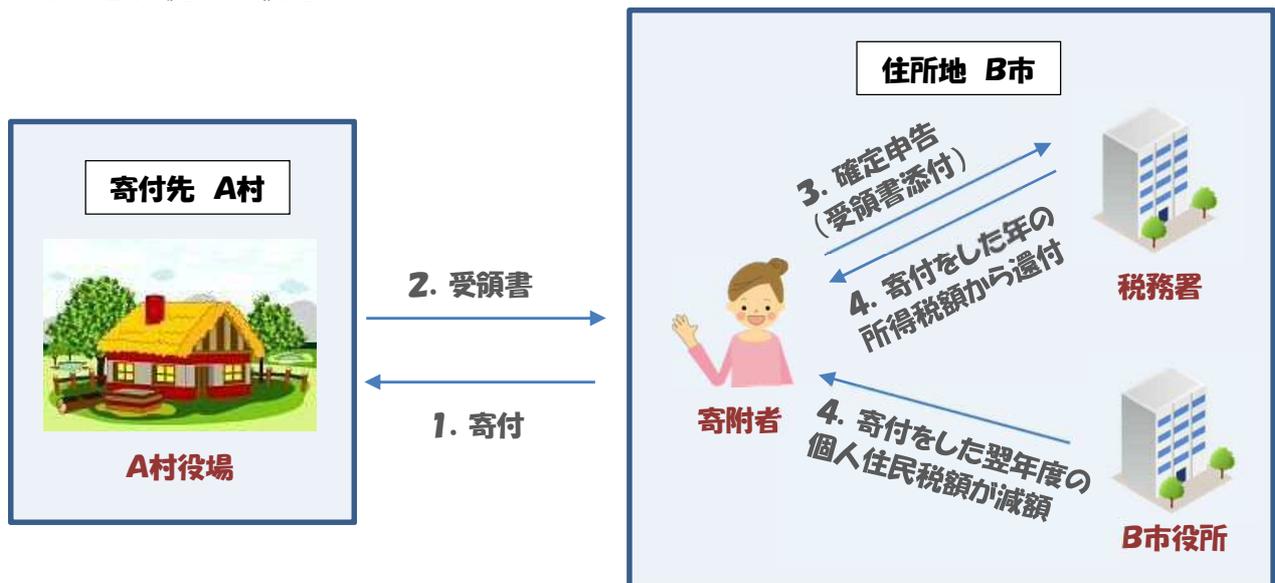
○ふるさと納税とは

ふるさと納税は、都道府県・市区町村に対する寄付金のうち2,000円を超える部分について、一定限度額まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除される仕組みで、平成20年に創設されました。

- ・ふるさと納税の所得控除、税額控除
 - 所得税・・・(寄付金-2,000円)を所得控除
 - 個人住民税(基本分)・・・(寄付金-2,000円)×10%を税額控除
 - 個人住民税(特例分)・・・(寄付金-2,000円)×(100%-10%(基本分)-所得税の税率)→a、bにより控除できなかった寄付金額を、cにより全額控除(所得割額の2割を限度)



・ふるさと納税の手続き



○ふるさと納税の拡充

2015年の税制改正で以下の2点が変更になりました。

- ・住民税控除額の上限の拡充
住民税の特例控除額の上限を個人住民税所得割の1割から2割に拡充されました。
- ・確定申告手続きの簡素化
確定申告を不要とする給与所得者が寄付を行う場合、ワンストップ特例制度を創設して確定申告を行わなくても所得税が還付されるような仕組みになりました。寄付を行う際、住民税の控除申請を、寄附先の自治体が寄附者に代わって行います。

現物給与の価格改定

報酬や賞与の全部または一部が、通貨以外のもので支払われる場合（現物給与）の価格は、厚生労働大臣が定めることとされています。このたび、厚生労働省告示により現物給与の価格が改定され、平成27年4月1日より適用されています。

[新潟県]

(単位:円)

食事で支払われる報酬等	1人1か月当たりの食事の額	18,000
	1人1日当たりの食事の額	600
	1人1日当たりの朝食のみの額	150
	1人1日当たりの昼食のみの額	210
	1人1日当たりの夕食のみの額	240
住宅で支払われる報酬等	1人1か月当たりの住宅の利益の額(畳1畳につき)	1,080
その他の報酬等		時 価 (自社製品、通勤定期券など)

※改定箇所は赤字で表示しています。

- 住宅、食事以外の報酬等の価格について、労働協約に定めがある場合は、その価格を「時価」とします。
- 計算の結果、端数が生じた場合は1円未満を切り捨てます。
- 洋間など畳を敷いていない居住用の室については、1.65平方メートルを1畳に換算し計算します。
- 健保組合では、現物給与の価格について、規定により別段の定めをしている場合があります。

(参考)

現物給与とは？

給与は、金銭で支給されるのが一般的ですが、住宅(社宅や寮など)の貸与、食事、自社製品、通勤定期券などで支給するものを現物給与といいます。

現物給与で支給するものがある場合は、その現物を通貨に換算し、金銭と合算して標準報酬月額の設定を行います。

< 堀 田 >

健康に梅雨を乗り切るために意識したいこと

過去の傾向より、今年の梅雨入りは「6月4日～11日頃」、梅雨明けは「7月15日～23日頃」と予測されています。

梅雨の気候の変化は、体に様々な不調をもたらします。例えば以下の2点が挙げられます。

1. 自律神経の乱れ
2. 湿気による不調

日々の生活の中に、しっかりと「梅雨の健康対策」を取り入れていきましょう！
今回はその具体的な対策を「食事」「睡眠」「運動」という3つの観点でまとめました。

食 事

体調不良で体力低下やだるさを感じる梅雨時には「ビタミンB群」を摂取することが対策となります。

また、食べ物には「体を温めるもの」「体を冷やすもの」があります。

気候の変化で機能が低下する梅雨の時期には「体を温めるもの」を積極的に取り入れることがおすすめです。

睡 眠

快適に眠れる睡眠環境を整えてください。

心地よい睡眠のためには、睡眠環境を整えることが非常に大切です。

運 動

簡単な運動で水分を出してむくみ予防をしてください。

体の中に余分な水分の溜まりやすい梅雨の時期は、適切な運動を行うことが大切です。

食事、睡眠、運動 普段の生活習慣の意識が梅雨時の体調を大きく左右します。

また、この時期は誰もが体調不良を起こしやすく、自分以外の家族や身近な人たちも、だるさや疲労感、ストレスと闘っています。お互いに気遣い合いながら、共に生活習慣を改善してこの梅雨を乗り切っていきましょう！



< 原 >

マイナンバー制度Q&A

Q1 マイナンバー制度とはどういった制度ですか？

A1 マイナンバー制度とは、住民票を有する全ての個人に対して、一つのマイナンバーを、企業等に対しては法人番号を付して、共通の社会基盤として番号を活用することにより、『国民の利便性の向上』や、『行政の効率化』を目的として、平成28年1月より導入されるものです。

Q2 マイナンバーの取り扱いの流れはどのようになりますか？

A2 ①従業員等からマイナンバーを取得する。

企業は、税や社会保険の書類の提出のため、全従業員（雇用形態は関係なし）からマイナンバーを取得しなければなりません。また、日本に居住する外国人の方にもマイナンバーは付与されるため、外国人従業員からも取得する必要があります。また報酬、料金等の支払調書や、不動産関係の支払調書にもマイナンバーの記載が必要になるため、マイナンバーを取得しなければなりません。

②利用、提供

マイナンバーは法律で定められた目的以外の利用や提供はできません。たとえ社員や支払先の同意があっても、目的以外での利用、コピー等はできません。

③保管、廃棄

マイナンバーを含む個人情報の保管は、継続的な雇用があるなど必要がある場合や、保管義務期間が決まっている場合にのみ認められています。マイナンバーを保管する必要がなくなった場合は、確実に廃棄、削除します。マイナンバーの漏えい、滅失、毀損等には罰則規定がありますので、厳重な管理が求められます。



従業員の方へ周知すること



①平成27年10月から『通知カード』が簡易書留で届くこと

②届いた通知カードを絶対に紛失しないこと

『通知カード』は勤務先等へのマイナンバー提供時の本人確認に必要なものであり、また『個人番号カード（身分証明書として使用可能）』の交付を受ける為に必要なものですから、絶対に紛失しないように管理してください。

③マイナンバーは他人に教えないこと

④扶養控除等（異動）申告書などの提出の際、マイナンバーの記載が必要になること

研修予定

日 時	研 修 内 容	場 所	講 師	参 加 費
7月28日(火) 午後6時00分～	テルモ経営研究会 経営計画書作成セミナー (第2部数字編)	加藤輝守税理士事務所 2F セミナールーム	税理士 加藤輝守	1,000円

加藤輝守税理士事務所は、中小企業経営力強化支援法に基づく

経営革新等支援機関に認定されました！！

経営革新等支援機関から支援を受けるメリットとして…

- ①信用保証協会の保証料の引き下げ
 - ②低金利での融資制度
 - ③各種補助金制度
 - ④商業・サービス業等投資減税制度
- などが挙げられます。ぜひご活用ください。

お客様をご紹介ください

ご友人やお知り合いの方で、税務・会計でお困りの方、
企業経営について相談してみたい等々ありましたら、是非ご紹介ください。

会社の広告お手伝いします

お客様の広告チラシ等がございましたら月一回発行の事務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さい。



◇◆◇ おもしろ雑学 ◇◆◇

蚊

蚊は人間が排出する炭酸ガスや温度、乳酸に反応して刺す。
そのため、代謝が高く活発な人は蚊に刺されやすい。
人間がストレスを感じるとでる物質は、蚊が嫌いなため刺されなくなる。



教育モチベーションカレンダーより抜粋

(担当：まるやま)



休日カレンダー

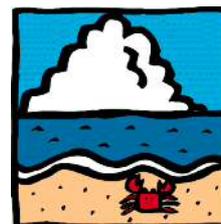


7月(文月) July

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4 畑・田中
5	6	7	8	9	10	11 堀田
12	13	14	15	16	17	18 小林・原
19	20 海の日	21	22	23	24	25
26	27 テルモ経営研究会	28 一日公庫	29	30	31	

・ 網掛けの日が当事務所の休日です。

(名前の記入されていない土曜日は、全員出勤となっています。)



7月の税務

- 7月10日 平成27年6月分の源泉所得税・住民税の納付
源泉所得税の納期特例分の納付(平成27年1月~6月)
- 7月15日 所得税の予定納税額の減額申請
- 7月31日 平成27年5月決算法人 法人税等・消費税等確定申告・納付
平成27年11月決算法人 法人税等・消費税等中間・予定申告・納付
平成28年2月、8月決算法人の消費税の中間申告、納付
所得税確定申告税額の延納届出による延納税額の納付
7月決算法人の消費税等各種届出書提出

◆◆ あとがき ◆◆

7月になり梅雨の時期です。

雨を良い事に置き換えて、梅雨を乗り切りたいと思います。

< 小林(恭) >